

令和2年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和2年9月8日（火）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江	寿	7番	池田	賢治	13番	米澤	壽重
2番	村上	謙武	8番	安部	大助	14番	遠藤	義光
3番	菊地	政文	9番	前田	芳樹	15番	池田	信博
4番	石橋	雄一	10番	平田	文夫	16番	福田	晃
5番	村上	三三郎	11番	石田	茂春			
6番	西尾	幸太郎	12番	高宮	陽一			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	大西	洋二
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	藤川	芳人	水産振興室長	砂本	進
財政課長	石田	寛弥	都市計画推進室長	石田	傑
税務課長	濱田	勉	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	里恵子	社会教育課長	野津	千秋
福祉課長	中林	眞	布施支所長	竹本	久
保健課長	井上	朋張	五箇支所長	灘	進
環境課長	原	秀人	都万支所長	高梨	勇光
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	村上	克樹
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

議事の経過

○議長（米澤 壽重）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、15番：池田 信博 議員

○15番（池田 信博）

現庁舎議場での一般質問は、今定例会が最後と考えると複雑な気持ちを覚えています。

それでは、通告をいたしました内容の一般質問を行いたいと思います。

令和2年は年明け早々から地球規模で新型コロナウイルス感染症の大流行に見舞われ言葉に言い表せない困難な状況からの回復はまだまだ時間がかかる状況であります。

私たち、そしてそれぞれの地域で生活する人達の安心・安全な社会生活を営むことができない状況が続いている最中に「令和2年7月豪雨」と命名された熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨にも見舞われ、わが町も8月7日記録的な集中豪雨で災害も発生しています。毎年、毎年地球規模で想定外の災害が発生し、全国各地での状況を目の

あたりにしている私たちは緊張感をもって対応しなければならないのは言うまでもありません。

今ここにいくつかの自治体の取り組みを紹介して、本町の考え方を伺いたいと思います。

鳥取県湯梨浜町の温泉旅館 12 軒でつくる「はわい温泉・東郷温泉旅館組合」が、大規模災害発生時に高齢者や帰宅困難者の宿泊や入浴、食事などを支援する協定を町と結んでいます。

次に、岡山県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合とは災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊施設を、被災した災害時要援護者等の避難場所として活用するための協定を締結しています。

また、奈良県と奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合は「災害救助法」の適用を受ける大規模災害時の避難における支援を必要とする高齢者、障がい者等及び災害時における交通の途絶えによる帰宅等困難者への支援に関して協定を締結しています。

和歌山県那智勝浦町は、台風シーズンなどに備え、旅館やホテル、民宿を避難所として活用する協定を町内 16 か所の宿泊施設と締結しています。

以上、鳥取県湯梨浜町、岡山県、奈良県、和歌山県勝浦町の取り組み状況を紹介して伺います。

日本各地で大規模自然災害が多発する今日、他自治体の取り組み状況を参考に、隠岐の島町は大規模災害等を想定してホテル旅館組合と上記のような支援等の協定を締結する考えはあるのか、どうか。考え方を伺います。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ただ今の、池田信博議員の分割質問一点目、「災害時におけるホテル旅館組合との支援協定」についてのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、各地で想像を絶する災害が発生しており、本町におきましても先般の豪雨では「避難勧告」を発令し、10 か所、305 名の方が避難されたところでございます。

現在、職員から反省点を聞き出し、取りまとめを行っているところでございますが、中には、高齢者、要援護者の方への対応に対する反省も含まれており、通常の避難所では受入れが難しいことが報告されているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、3 密を避ける必要もありますことから高齢者、要援護者の方への特段の配慮は必要なことであると認識しており、他の自治体の取り組みを参考に、まずは町の指定管理施設であります宿泊施設と、協定の締結に向け、準備を進めているところでございますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○15番（池田信博）

少しお伺いしたいと思います。

まず、協定の締結に向け、本町の指定管理施設である宿泊施設と準備を進めているということですが、どのような準備をされているのか。もう少し具体的にお伺いしたいと思います。

そして、通常の避難所では受入れが難しいことが報告されているということですが、通常の避難施設というより、避難施設ではない所にも避難した方がおられる。これは我が地域であります。避難道を作って災害の対応の倉庫というような名目のところに避難せざるを得なかったというような状況も発生しておりますことから、それを格上げせいという話ではないですけど、あらゆる場所に、安全と思われる場所に避難をしなければならない状況のなかに、このような宿泊施設と、しっかり協定を結ぶなりして、取り組みをしていただきたいということも含めて、併せてお答え願いますようよろしくお願いいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

議員仰せのとおり、この宿泊施設との提携につきましては、今回の豪雨災害を経験し改めて必要性を認識したところでございます。

言われますように避難所、災害倉庫と言われる避難所、別に分けて考えているところではございませんが、通常という呼び方が良いのか悪いのかという部分でなくて、今ある避難所でとても受入れが難しいとされる高齢者、要援護者に対しましては、やはり他の自治体の例や議員おっしゃいますようにホテル関係の方々にご協力をいただくことが一番ではないかという風に考えています。

このご質問、大変タイムリーなところがございまして、8月7日の災害が終わってから担当部署から「起案」が挙がっておりまして、まずは指定管理施設とこういった提携を結びたいので、今後内容を詰めていくことで内容を進めてよいかという起案でございました。それをそのまま、先ほどの答弁でさせていただいたところでございますので、今後、中身を指定管理者の皆さんと詰めながら、こういった豪雨だけでない、あらゆる場面においてお願いができる時には、お願いできるような協定を結んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○15番（池田信博）

協定を結ぶということでございますので、なるべく早く、中身を詰めて、お互いに納得し合えるような協定にさせていただきたいという風に思っております。

次に二点目の、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律、令和元年法律第 64 号立法趣旨が 2020 年 1 月 8 日に、現下の問題・法律の概要・特定地域づくり事業協同組合・期待される効果・特定地域づくり協同組合に対する財政支援策が示されています。

7 月に人口急減地域対策議員連盟の国会議員他 3 名の方々と新型コロナウイルス感染症の影響に対する国として、今後地方に対する財政支援策、国境離島という隠岐の島町が取り組んでいかなければならない“まちづくり”等に対する問題点を聞いてもらいながら意見交換をする機会がありました。

この法律はまさに中山間地域等人口減少、少子高齢化が進む地域を想定して制定した法律であるのに地方の取り組みが遅いことに対する不満を交えた説明と、しっかりと取り組んで地域振興を促進するように活用する事など有意義な意見交換でした。

「特定地域づくり事業推進交付金」の令和 2 年度の事業規模のイメージでは、年度後半からの事業開始を想定して 1 組合当り運営費 2,306 万円、約 160 組合で積算しているものも示されています。

隠岐の島町における、UI ターン者を含む地域の若者・地域外の若者が人口減少に伴う人材不足を解消するために有効な特定地域づくり事業推進についての考えをお伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、池田信博議員の分割質問二点目、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業」についてのご質問にお答えします。

昨年の 12 月定例会の「一般質問」でも答弁させていただきましたとおり、この制度につきましては、積極的な情報収集により理解を深め、有効的に活用していく考えでございます。

本町の今年度の取り組み状況についてであります。来年度早々の事業協同組合の設立に向け、実施運営体制の構築や活動拠点地の整備など関係する機関と協議を重ねながら、準備作業に取り掛かっているところでございます。なお、これらに係る必要な経費につきましては、本定例会にも補正予算を計上し、提案させていただいたところでございます。

また、7 月には島根県の中山間地域・離島振興課長も交え、国の動向などの情報もいただきながら、これからの本町の進め方について協議を行い、県としての協力体制などにつきましても確認したところでございます。今後につきましては、特に町内事業者の制度への理解を深めていただく事が大変重要でありますので、雇用対策協議会の活動などと連携して、積

極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○15番（池田信博）

再質問をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど地方の取り組みが遅いということについて、年度後半からの事業でございますので、無茶苦茶遅いということではございませんけど、全然、この事業について知らない方が多いわけですね、町の事業者は。

私どもも仕事柄、期待をしている部分が実はございます。もっと、こういう事業を取り入れて本町はしっかりやって行くんだという事を、今の商工会、観光協会を中心にもっともっと周知して、自分達が活用できる「協同組合」を是非、作り上げていただきたいという風に思います。

ここにフローが示されておりますけど、令和5年度までに、このとおりに行って、あるいはいくために、本当にどのように考えているのか。今、1次産業からその他まで各事業を挙げていますが、もっともっと説明する必要もあるし、理解していただいて取り組んでいただきたいということと。

この隠岐の島町がつくる「協同組合」の概要といいますか、中身をもう少しここに示されている以外の部分で説明できることがあればお伺いしたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問の取り組み状況、またどのようにして行っていくのか、ということだと思っておりますが、取り組みが非常に遅いという点ではないというところでは少し安堵しておりますが、慎重に情報収集を行ったことと、どういった形でこの隠岐の島にあった協同組合ができるかという点が、最初なかなか定まらなかったというのも事実です。

また、ご指摘のもう少し早く事業者に対する理解を深める活動を行うべきではなかったかという点も、議員仰せのとおりだと思っております。先ほど答弁いたしましたように、今後、早く事業者への理解を深めていく活動を行いますという事を申し上げました。

今後、どのような具体的な取り組みがあるかということですが、今回も補正をさせていただいておりますが、まず事業所への理解と人材確保という点が大変難しい点でございます。これについて、補正によりまして新たな離島百貨店なり、三者に対して資料があると思っておりますが、補正を得てお願いしながら人材確保、協同組合のあり方、そして事業の制度理解、これらを補正を契機に積極的に進めて、今、ご提案しておりますスケジュールにあった来年度

早々の「協同組合」設立に向け、取り組んでいきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたしたいと思えます。

○15番（池田信博）

この国が示しているイメージを見ますと、隠岐の島町の事業所に合わない処遇といえますか、示されている事業規模の予算の規模でいえますと約一人当たり 30 万円の給与、これを保障するために国が半分は、あるいは町が交付税措置で4分の1ですか。このような事で、事業者が支出するのはその半分、2分の1ということで試算をしているわけなんですけど。

今、隠岐の島町の事業所を見てもみますと、30 万円を給料としていただく事業所がそんなに多くないという実情でございますので、その辺りも含めてしっかり組合の中身を精査しながら作り上げていっていただきたいという風に思えますので、そのことに関して、町長お考えがあればもう一度お願いしたいと思えます。

○番外（町長池田高世偉）

本地域の「事業協同組合」としてのあり方という点、進め方ということと思えますが、仰せのとおり企業形態については、民間いろんな形態があることは承知しておりますし、決して高いかと言うと、そうでもないと思っております。

今後、4 月発足する「特定地域づくり事業協同組合」につきまして、我が地域の現状も踏まえて、我が地域に見合った事業協同組合の中身を検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○15番（池田信博）

しっかりと、情報収集をしながら素晴らしい「事業協同組合」を設立していただきたいという風に思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後になりましたが、教育長に是非、お願ひしたいということで、学校の ICT 環境の早急な整備について、令和2年3月定例会で伺いました。

令和元年度補正予算額 2,318 億円、令和2年度1次補正額 2,292 億円併せて 4,610 億円の予算で society5.0 時代を生きる子どもたちに相ふさわしい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備するとして GIGA スクール構想の実現を目指しております。

「文部科学省は目指すべき次世代の学校・教育現場は次のようにあるべき」とし、1. 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う。2. 個別に最適で効果的な学びや支援。3. プロジェクト型学習を通じて創造性を育む。4. 校務の効率化。5. 学びの知見の共有や生成。

隠岐の島町はGIGAスクール構想について、高速通信ネットワークシステムなど他の自治体より整備環境は整っているものと理解をしたうえで伺います。

教育長就任から間もなく半年が経過しようとしています。

新たな環境での次世代を担う児童・生徒の教育について、日々考えてこられたこともあると思います。

教育現場と融合した教育行政のトップリーダーとして、教育に対する取り組み、考え方。

二つ目、GIGAスクール構想整備の進捗状況並びに文部科学省が提唱する次世代の学校、教育現場について所感を含めた考え方、教育方針をお伺いいたします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、池田信博議員の分割質問三点目、「今後の教育について」のご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「教育行政のトップリーダーとして教育に対する取り組みと考え方」についてであります。教育長に就任して5か月余りが経ちましたが、この間、さまざまな分野の関係者とお話しをさせていただき、少しずつではありますが、隠岐の島町の教育の課題と目標が見えてきたところであります。

私は、行政の経験しかありませんが、故に日々の出来事が新鮮に思え、また、疑問に感じる事も幾度とありました。

学校教育につきましては、明るく賢く元気で逞しい、そして郷土を愛する子どもを育てることを目標にどの学校でも努力をされております。各学校の課題について学校長と度々お話しをさせていただき、些細なことであっても情報の共有を図るよう努めているところであります。

教育委員会としては、その目標達成に向け、積極的に関わっていく事はもちろんであります。いかなる時も平等に学びの場を保障すること、そして増加しております支援の必要な児童・生徒に対し、そのさまざまな状況に鑑み適正な支援を学校現場と一体となって取り組んでいく必要があると感じているところでございます。

現在、米国では人種差別が大きな問題となっておりますが、日本においてもコロナウイルス感染者に対する誹謗中傷がSNS等により拡散し、多くの人を傷つけ、人権問題に発展しております。

今後、この事を「人権教育」の題材として、この町の子どもたちには、自分の事に置き換えて何が正しいか冷静に判断できる大人になってもらうため、しっかりと授業を通して学習

させたいと考えております。

社会教育につきましては、コロナウイルス対策により、これまで行ってきた活動が制限、縮小されてきたものが多くあります。人の集まりが制限される中、社会教育活動の後退を心配しているところではございますが、これを一つの契機と捉え、これまで当たり前のように行っていたことが本当に一番効果があるのかを見つめ直し、しっかりとした目標を持った取り組みを行うよう指示をしているところでございます。

次に二点目の、「GIGA スクール構想整備の進捗状況」についてであります。現在、町立小中学校通信ネットワーク整備として、1人1台端末の同時利用を見据え、学校内の児童・生徒用ネットワークを高速化・無線化事業を進めており、計画どおり、業者選定を経て各学校での配線・電波調査を含めた設計をこの夏、終了いたしました。これから配線・電源キャビネット設置やネットワーク機器設定等の工事に入り、年度内の通信試験を終え、全て完成する見込みとしております。

また、今後、「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備など「GIGA スクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもの学びを保障できる環境を整えることが重要だと考えております。

そのために現在、各施設のハード整備と並行し、各小中学校でICT関連の知識が豊富な教職員の力も借り、議論を重ねながら、本町の環境に適した活用整備計画の策定に着手しております。

次に三点目の、「文部科学省が提唱する次世代の学校、教育現場についての所感を含めた考え方、教育方針」についてであります。文部科学省は、ICTの積極的な活用による「学びの保障」についての方針の中で、議員ご指摘の項目を掲げ、GIGAスクール構想の実現を呼びかけています。本町としましては、示された一つひとつの事業目的を確認し、それぞれが、次世代を生きる子どもたちにとって必要な学習環境の整備であると捉えています。したがって、ICTの最大限の利活用は、子どもたちの学びを支えることのみならず、教職員の働き方改革にもつながると考えており、積極的に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○15番（池田信博）

再質問をいたします。

今、答弁いただきましたが、環境は整った、それを実際使いこなして、今文部科学省が勧

めておりますような教育現場を構築することができて、児童・生徒にしっかりと学びの環境に基づいた教育ができるということについて、今、ICTの機器に詳しい教職員、先生方というよりも、むしろそれを使いこなして提唱されている、この技術を含め、課題解決型の学習だとか、科学・技術・工学、総合的に学習する教育現場を作り上げていくには、教育長はどのように学校現場と融合した考え方のもとに進めていくつもりなのか、もう少し踏み込んでお答えをしていただきたいと思います。

ここに示されているような教育現場、子どもたちがそれを享受して大きくなっていく、そういうものを想像した時に、今、考えられないような子どもたちが成育されて、隠岐のために、あるいは日本のために頑張ってくれることができるという風に考えておりますので、もう少し突っ込んで、教育長が考える society5.0 時代をどのようにして生き抜いていくかという事についてお答え願いたいと思います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

再質問にお答えをします。

議員が言われるように、学校現場の詳しい先生方でチームを作って検討しているのは、まずはタブレットを使った授業をどう、うまく活用して進めていくかという。今現在の考え方で詳しい人で、各学校のリーダーになっていただきまして、いろんな先生方にそれを伝えてうまく使えるような活用の流れをつくりたいという事で、現在は動いております。

国が勧める STEAM 教育につきましては、今、検証期間を経て、まだ国からの大きな手法は出ておりませんが、考え方としては理解しておりますが、これを一自治体がどう進めていくかということについては、まだ具体的な方針をいただいておりません。考え方としては、STEAM 教育につきましては、将来的にテクノロジーの発展によって人間がやっている仕事の多くを AI やロボットが担う時代がやってくるということで、そんな時代を生きる子どもたちはテクノロジーを使いこなすだけでなく、テクノロジーでさまざまな課題を解決できるようにならなければならないということ。テクノロジーを使いこなすための論理的思考力を持つつつ、AI の苦手とするクリエイティブな分野を担う想像力、アイデア力を持つ人材をつかっていくという大きな構想の中で、国は持っておりますので、それを今、私がどう進めるかということは現段階では考えはありませんが、当然、国の方針にそって、また今回整備しているものを活用して、教育に繋げていく考えは当然ございますので、そういったことで答弁させていただきます。

○15番（ 池 田 信 博 ）

教育長、今考えがないということより、むしろ考えを持って行動してもらいたいと思います。

どことは申しませんが、内地で私の身内が住まいしている所なんかでは、テレビに出るような突飛もない発言をする教育長ではないんですけど、思いをもって、学校現場に乗り込んで行くというか、学校現場をしっかりと見据えた考え方をもって、教育行政に取り組んでいるところもあるんですよ。そこは、今回のコロナの対応として患者数が多い学校が長期休業になるというようなところで、既にオンラインを活用した教育も実施しているわけなんです。これで、本町で整備ができて家庭でもしっかりできる環境を整備するためには、一人ひとりの家庭において、そういう物が使える環境も整備していかなければならないということになるかと思いますので、この先端技術に対応していける能力も教育長はおありだと思いますので、今一度、環境整備についての質問と教育長の考え方をどのようにもって進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

考えが無いわけではなくて、今の整備されたハード、それからタブレットを最大限に活用していく考えは当然持っております。それを教育に活用する。在宅学習にも当然、活用する必要がありますので。

前回の質問の中でもお答えをしましたが、Wi-Fi 環境、インターネット環境が無い家庭につきましても貸与等の考えも、並行して考えながら今後の対応に入れていきたいと思っておりますし、AI を活用した学習というのも実は海士町がもう始めています。そういった所の話も聞いておりますし、どういったソフトを入れていくというところを、今、大きな課題として検討の材料としているところでありますので、最大限活用ということは理解していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○15番（ 池 田 信 博 ）

考えがあるなら。

その前に考えが無いかと思っておりましたので、ちゃんと言っていただきたいという風に思いますし、最大限活用するということでございますので、そのようにしていただいて、しっかりとした教育現場を構築できるように進めていっていただきたいという風に思います。

以上で、終わります。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、池田 信博議員の質問を終わります。

次に、10番：平田 文夫議員

○10番（平田 文夫）

コロナウイルスの収束が見えない中で住民が不安を抱いている、その中で8月7日から9日にかけて隠岐の島の上空に梅雨前線が居座り、大雨警報が3日連続で発表され、1時間の雨量が70.5mm、12時間の雨量281.5mmに達し、道路は川のように冠水し、車は水しぶきを上げて走るのが確認されております。また、治水用の銚子ダムで越水が発生する可能性があり、町は下流域の住民3,337人を対象に「避難勧告」を発表し、避難した住民は300人強であります。

隠岐の島町は、平成19年8月31日午前1時30分ごろ那久地区で1時間当たり131mm、午前2時ごろ布施地区でも同じ雨量が観測されております。幸いにもこの時にも住民に被害はありませんでしたが、道路・河川・農業施設・上下水道等には、約70億円に及ぶ被害が出ております。

町長、過去に愛媛県の野村ダム、鹿野川ダムが大雨で危険水域に達し、緊急放流をし下流域のひじかわ肱川が氾濫し8名の流域住民が犠牲になった例があります。日頃からダム管理者と協議を密にすることが求められていると思うが、町長のお考をお聞かせ願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、平田議員の分割質問一点目、「災害避難勧告」についてのご質問にお答えします。

先般の豪雨では、銚子ダムが越流する危険があることから、八尾川下流域に「避難勧告」を発出したところでありますが、議員仰せのとおり、ダム放流に関しては日頃より管理者との協議を行っておくことが必要であると認識しているところでございます。

本町では、島根県が設置する「隠岐圏域（島後地域）水害・土砂災害に関する減災対策協議会」が実施する、河川の点検などに積極的に参加し、連携の強化を図っているところでありまして、大雨警報等の発令時には、ダム管理者より随時、状況が報告され、情報を共有しているところでございます。

先般、7月20日には原田地区の「前の原自治会」の自主的な活動ではありますが、防災学習会が開催され、ダムの事前放流につきまして島根県隠岐支庁県土整備局より説明がなされ、町といたしましても、その連絡体制などを確認したところでございます。

今後、ダム管理者との情報共有、連携強化を図り、町民の皆様の安全対策に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○10番（平田 文 夫）

今回、連携が図られているということですが、そのためにはしっかりと管理で事前放流という、そういう事も考えるわけ。けども、あんまり事前放流して濁水になった場合は農業とか、上水道に大きな影響を及ぼすので、それがあってはならないから慎重に取り組まなければならない。

ダムというのは、町村とホットラインで結んでいるはずなんです、そういうことはしていないのですか。そこら辺をお聞かせ願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

この災害に対します連絡調整はホットラインとして、ダム管理者、国土整備局、境港港湾管理者等々と直接ホットラインで私と連絡を取る体制をもっています。

○10番（平田 文 夫）

そういうことであれば、そういう事を公表すべきなんです。それで住民の皆さんの安心に繋がるようなことになるわけですから、今後もそういうことは住民の皆さんに公表していただきたい。安全というものを確保しているんだと、いうことに繋がるわけですから。

次に、災害に対して各地域に避難所を設置するのは、町長が行うと「法」で定められておりますが、その運営は避難者支援も含め、地域コミュニティの場となります。発生直後には、住民自治による迅速な取り組みが重要になることから、避難所は原則として、地域住民が運営委員会を設置し、自主運営が求められます。

行政は情報統括やニーズに対する支援、これは物資調達などですが、これを行い、また運営委員会には女性も参加するなど、男女共同参画の視点に配慮した、避難所運営に努めるべきであります。

町長、7月4日の明け方、熊本県相良村柳瀬^{としまく}十島区の西村地区で球磨川が氾濫し、間一髪の避難劇がありました。地区の班長である77歳の高齢者男性が各戸をまわって避難を呼びかけ、そして約50人もの住民が被害に遭わず避難した。区長は、「強い地域のつながりがあったからこそ、住民総出の避難ができた」と報道されておりました。地域のことは地域が全部知っているわけですよ。どこに一人暮らしの方が居られるか、要するに高齢者が避難できるか、そういう事をしっかりと地域にお願いして、今後の“まちづくり”に反映させるべきだと思いますが、町長の考えをお聞かせ願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、平田議員の分割質問二点目、「災害避難所設置・運営」についてのご質問にお答

えします。

まず、避難所設置には、大きく分けて2通りあると考えております。

1つ目は、町民の皆様が用心のために自ら身の安全を担保するために自主的に避難される場合でありまして、次に2つ目は、災害が発生する恐れのある場合、あるいは災害が発生した場合に町が避難所を指定し、町が開設する指定避難所であります。

前者は、気象台の予想を前提に、町民の皆様にご情報提供をさせていただき、自主避難を希望される皆様には町で対応をさせていただいております。後者の場合でございますが、「避難勧告」を発表した場合におきまして、町の職員を数名配置した指定避難所を開設し、支援活動を行っております。しかしながら、町全域で大規模災害が発生した場合を想定いたしますと、町職員での対応も限界がございます。

東日本大震災や、近年の豪雨災害の避難所では、避難所単位でボランティア組織を設立し、地域の方々もそれぞれ役割分担を明確にして避難所の運営を行っております。議員仰せのとおり、本町におきましても、避難所の運営が地域の皆様にお任せできれば、他の支援を迅速にできるのではないかと考えているところであります。本町といたしましては、それぞれの地域で防災研修や避難訓練等を実施していただき、自主防災組織の設立を促す活動を支援してまいりますとともに、早期に「避難所運営マニュアル」を作成し、それぞれの地域で自主運営できるよう取り組みを進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○10番（平田文夫）

防災の基本的理念は、地域住民の生命・財産を守る責務があるわけです。そして、「災害対策基本法」でしっかりと明記されている。「地域住民も自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。」となっているわけです。

だから行政と地域が一体となるような“まちづくり”を今後進めて、住民が行政に対して寄与できるよう、また行政が住民に信頼を得られるような“まちづくり”に努めるべきと思いますが、町長の考え方をお聞かせ願います。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問にお答えをいたします。

「地域住民の生命と財産を守る」、まさにそのとおりでありまして、その後に議員がおっしゃられた「地域住民と一体となって、地域住民に信頼される“まち”」、そしてそれが防災に

役立つ“まちづくり”という観点に対しまして、まさに議員仰せのとおりだと思っております。

この防災につきましては、細心の注意を払いながら進めておりますが、まだまだ地域防災に対して、まちとの連携が十分になっているかという点に関しましては、残念ながら私自体、反省もしなければならない点多々あると思っております。

先ほど申し上げましたが、今後「マニュアル」の作成も含め、地域住民との防災への対話を増やすよう職員と一丸となって「防災活動」に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○10番（平田文夫）

今年の6月に「市町村のための水害対応の手引き」というのが、内閣府から出てきた。

その時に、6月の定例会でしたが、ある危機管理室の室長に私伺った。隠岐の島町は防災のために地域の皆さんにお願いしているかと聞いたら、「まだやっておりません。」と。

「お願いすべきじゃないかと、断られたらどうするのか。」と言ったら、そのある室長が「職員で対応します。」と言ったのですよ。

町長、そういうような対応では駄目なんですよ。防災対応には3つの原則があります。それは、「疑わしきは行動せよ。最悪事態を想定して行動せよ。空振りには許されるが、見逃しは許されない。」、そしてポイントとして、事前準備の良し悪しが対応の成否につながる。現場を見て何が起こるか想像し、的確に準備する。普段できないことは本番でもできない。災害直前の対応は、的確に情報収集、先手を打つ、空振りはOK、見逃しはNGという風になっているわけですよ。

今も台風時期ですが、今後しっかりと本部において、そういうことがあってほしい。特に職員の皆さん、防災に対して服務心得があるわけです。それは1番目が自覚、2番目が参集と義務、3番目が異変の察知、4番目が責任分担の的確な履行というようなマニュアルがきちんとしてできているわけです。今後、そのことをしっかりと職員に対して、住民ばかりでない職員も被災者になる場合があるわけですから、そういうことも踏まえてしっかりと教育すべきと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問ですが、防災の対応について住民も職員も含めての対応についてのご質問だと思いますが、まず6月の時点での職員の発言もございりますが、私先ほども申し上げましたが、我々職員には限界があると認識していると申し上げました。

やはり地域の方々にご協力いただく中で、先ほど議員がおっしゃられたように地域のことを知っているのは地域の方が一番だということも、そのとおりでございまして、今後、何回も申し上げますが、地域の皆さんと連携を取って一緒になった防災ができるよう進めていきたいと思っています。現在も地域の方々から申し出があれば、直ぐにでも地域に出掛けて「防災学習会」を行なわせていただいておりますが、できるだけ地域の方に出掛けたいと思っております。

また、職員の防災意識につきましては、今の発言を、議員のご指摘を踏まえ、ここにいる課長全員で強い意識を持ちながら職員と対峙できるよう進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○10番（平田文夫）

住民の皆さんが不安を抱かれないような、そういう行政であって、また協力をいただく場合も住民の皆さんと日頃からそういう風な付き合いをしていく。それが最大の防御になると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、8月7日の大雨で、ある地域の70歳になる一人暮らしの女性が、家の裏側の自分の墓場でもない、墓所のブロックが崩れ落ち、崩土が床下に流れ込み危険を感じ役場に連絡したら職員が来て写真撮影や現場検証を行い、ここは、役場は何もできないので役場の税務課に行って「罹災証明書」をもらい、飯田に無料の残土処理場があるから、そこに捨てなさいと、指示をして帰った事例が発生したことを町長は報告を受けたかどうか。

そして、後々調べたら、墓所の所有者は「村中」と記載されていたそうですが、町長は「村中」をどのように判断したのか、お伺ひ申し上げます。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、平田議員の分割質問三点目、「災害被害者への対応」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「被災者に対し、職員の対応は適切であったのか」とのご質問につきましては、この度の案件に限ることではございませんが、町民の皆様からいただいたご要望に対しましては、例え、ご期待に沿うことが難しいと考えられる場合であったとしても、ひとまず持ち帰り検討するといった対応が必要でなかったかと思うところでございます。

また、その後の私の対応についてであります。同日、担当部署の職員とともに現地に赴き、被災状況を確認したうえで、被災された方にお会いし、早期の復旧に向け検討することをお約束申し上げ帰庁したところでございます。

次に二点目の、「墓所の所有者村中の対応は」についてであります。所有者を「村中」とする土地につきましては、町内に117筆が存在し、そのほとんどが共同墓地、公衆用道路、ため池等の公共的な利用形態であります。

旧来より集落等の構成員により共同で所有、管理されてきた土地であり、所有権の登記がされておらず、明確な所有者が不明な土地であると認識をしております。

今回の豪雨災害において、被災した「村中」名義の土地について、どのように判断し、対応したかについてであります。こうした土地の利用や管理につきましては集落共同で行っていただくべきと考えておりますが、土地の災害復旧につきましては、公共性の高い土地であり、また2次災害を防止する観点から、町において早急に復旧する必要があると判断し、職員に復旧を指示したところでございます。

また、併せて個人所有地の土砂の撤去等につきましても支援をする制度を検討するよう指示をしており、一刻も早い災害復旧に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○10番（平田文夫）

そういうことがちゃんと「防災心得」に書いてある。被災者に対する応接態度に、「災害時において被災者は心身ともに疲弊し、不安になっているため職員は、被災者に対し親切・丁寧・親身に接し、不安を抱かせるような態度をとらないように心がけなければならない。」と記載されているわけですよ。

そういう風なことをちゃんと調査して、職員はどうあるべきか。町長が指導すべきだと思いますが、町長の考え方をお聞かせ願います。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問というか、ご指摘でございますが、まさにそのとおりでございます。内容につきまして誤りがなかったという点は、職員の説明でございますけれども、それではなくその現場にあったその対応、そこには人とのまさに心が通う対応をしなければならないのが、我々職員だという風に私も思っております。

報告を受け、先ほど申し上げましたように現地に着いた時に、その方に深くお詫びを申し上げたところでございます。今後、こういったことが本当に無いような職員、まちとなるよう改めて皆で受け止めて、心をもって対応できるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○10番（平田文夫）

墓所の「村中」の問題ですけど、これは財産の所有はどこにあるかというのはなかなか難しい。ということも踏まえながらも、やっぱり所有者は「町」であるべき。

合併した市町村では「要綱」を作成して、しっかりと明記しているわけですよ。そこら^{さかのぼ}を遡れば明治からの話になりますので、ここら辺で止めますけども。そういうことをちゃんとしておかないと、過去にも前町長がある墓所を20㎡ですが復旧した経緯がございますので、行政が主導的な立場で、管理は地元の皆さんでやってもらうということをしかり明示しておくべきだと思いますので、最後にお聞かせ願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

「村中」について、町有地として管理すべきというご意見、ご質問だと思いますが、申し上げましたように明確な所有が不明な土地であると認識しております。管理につきましては、皆さま方、以前のように集落共同で行っていただくよう思っておりますが、申し上げましたように、そういった災害等が発生した場合は私が責任をもって、公共性の高い土地として復旧等いたしますし、そういった部分は今後明記していきたいと思いますが、直ぐに「村中」を隠岐の島町という、所有権の異動が移転をするということにつきましては、ここで「はい。そうです。」という風にお答えをすることはできませんが、管理や災害復旧等については、きちんとした書類をもって、わが町のマニュアル的に明示していきたいという風に思っております。

○10番（平田 文夫）

終わります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、平田 文夫議員の一般質問を終わります。

ただ今から、11時00分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時45分）

○議長（米澤 壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 11時00分）

一般質問を続けます。

次に、5番：村上 三三郎議員

○5番（村上 三三郎）

一般質問を行います。

私は、「隠岐の島町の第1次産業の課題と町の支援策」について質問いたします。

今年3月、「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

この計画は「食料・農業・農村基本法」という食料・農業・農村を守るために「食料・農業・農村審議会」の審議を経て食料自給率の向上と食料安全保障の確立を目指して5年毎に制定されるものです。

今回の新基本計画の内容は、食料自給率の目標をカロリーベースで2018年度37%であったのを2030年には45%に設定しています。

日本の2018年食料自給率37%でしたが長期低落傾向にあり、歴史上最低、先進国のなかで最低です。日本の食料・農業・農村はさまざまな側面で深刻な事態になっています。

農業従事者数の減少、耕地面積の減少など危機は深刻です。私たちが口にする食物が今以上に外国産になり、食の安全や飢餓の危機に怯えて暮らすことは何としても避けなければなりません。

「食料・農業・農村基本法」が制定されて以後、同法に基づき過去5年毎に4回にわたり、目標の設定や施策の推進がなされました。

民主党政権時には「戸別所得補償制度」が実施されましたが、この制度は安倍政権の下で廃止されました。

日本の食料自給率は1965年（昭和40年）には73%でしたが、その後低下し続けてついに2018年度には戦後最低になりました。

そもそも、最低の食料自給率のもとで、外国から大量の農産物、食料の輸入に依存している我が国は独立国として存立できるかが危惧されます。

一方で2017年12月、国連総会で「家族農業の10年」の決議が採択され、世界で小規模、家族農業の保護のための運動が始まっています。

現在、世界の食料の8割が家族農業によって生産されており、家族農業が世界の全農業経営体の9割以上を占めています。しかしその家族農業が危機に瀕していると言われていています。

農林業の多面的機能の重視が言われて久しいのですが、そのための国の施策は不十分だと思えます。

隠岐の島町の第1次産業は大切な基幹産業です、いまコロナ禍のなかにありますが、農林漁業者が誇りと自覚と希望を持って営業に勤しむことを町が支援することが大切だと思います。

隠岐の島町の第1次産業の課題と町の支援策について、町長の所信を質します。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ただ今の、村上三三郎議員の「隠岐の島町の第1次産業の課題と町の支援策」についてのご質問にお答えします。

まず、隠岐の島町の第1次産業の課題についてであります。農、林、漁業に従事される方々の高齢化や後継者不足が全ての分野に共通する課題となっております。

平成17年と平成27年の10年間のデータを比較いたしますと、総農家数は1,019戸から793戸と2割ほどの減少ですが、販売農家は455戸から256戸、農業就業人口は630人から313人と概ね半減となっており、平均年齢は67.3歳から平成22年に71.4歳となりましたが、平成27年は70.3歳と若干下がっております。耕地の面で言いますと、経営面積は494ヘクタールから415ヘクタールに減り、耕作放棄地は57ヘクタールから119ヘクタールに増えております。現在調査中の数値におきましても、この傾向は同様であると考えているところであります。

高齢化や後継者が不足していることから、農家数、就業人口が減少し、経営耕作面積は減り、耕作放棄地が増えている状況であり、米価の低迷による厳しい農業経営環境のため、担い手が規模拡大した事も要因の一つであるとも考えられます。

次に本町の支援策についてであります。耕作条件が厳しい本町におきましては、家族農業が農業を守り、また、地域を守っている現状もあり、農業が持続可能なものであるためには、家族農業の経営発展を図っていくことが、極めて重要であると考えております。国におきましても、「食料・農業・農村基本計画」の中で、小規模農家や家族経営を重視するという方向性を打ち出しているところであり、高収益作物への転換などで農家所得の向上を図る施策、また、中山間直接支払や多面的機能支払制度により生産基盤の下支えなどに取り組むことで家族経営体を支援してまいります。

今年度は、形骸化しておりました「人・農地プラン」につきまして中山間直接支払い集落単位で地区に入り、地区ごとの今後の農業の方向性を取りまとめることとしており、担い手への農地の集積・集約に向けた支援を中心としながらも、担い手不在の集落もありますことから、集落間の調整や集落営農の組織化などへの支援を行ってまいります。また、荒廃農地解消のための農業団地化の調査研究も行っており、水田園芸やリースハウス事業を活用することで新規就農、規模拡大の投資を抑えることもでき、新たな雇用も期待されるところであります。

農業同様に畜産・林業・漁業におきましても、新規就業者の初期投資軽減のためのリース

事業、高性能機械の導入など、島根県や農林漁業関係機関と連携して支援を行ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○5番（村上三三郎）

再質問を行います。

日本の食料自給率が歴史上最低、先進国の中で最低だと言いました。世界の主要国の食料自給率、カロリーベースですがオーストリア 309%、カナダ 159%、フランス 141%、アメリカ 132%、ドイツ 100%、イタリア 77%、イギリス 76%、オランダ 66%、スイス 60%とのこと。

ヨーロッパ諸国の自給率が高いのは、農地・農家が国境警備の役割を果たしており、農業への国の支援が行われているからだと思います。

答弁にありましたように、農業従事者の減少、高齢化などで経営面積の減少、耕作放棄地の増加などがあります。「人・農地プラン」に基づいて、集落・地区に入って、地区ごとの今後の農業の方向性を取りまとめることを進めるとのことですが、これまでの農業振興施策の検証を行い、基幹産業である農林水産業への支援策を充実すべきと思い、町長の所信を質します。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問にお答えをいたします。

第1次産業は特に就任して以来申し上げているつもりなのですが、第1次産業の再生、現在、畜産、農業を超える、米を超える生産額を持っておりますが2億円ですか。林業につきましても合板を中心とする島外への販売、第1次産業はやはり、まちの重点産業だという風に思っており進めているつもりでございます。

議員のご質問にあります、今後の支援策等の考え方ではありますが、国の農業施策に限って言えば厚い施策支援もあるのですが、制度が常に変わっていく点もあって、なかなか我が町が吸収するような時間がない制度もございますが、改めて我が町にあった農業施策を、町といたしまして、また農業関係者と一緒になって展開していきたいと思っております。具体的にまだまだ詰めていかなければならないこともありますが、引き続き話し合いをしながら進めていきたいと考えております。

○5番（村上三三郎）

ご答弁いただきましたが、今後の町の施策の展開のためには農業者あるいは農業団体、そういった人たちの意見を十分にくみ取って、町の施策に反映するよう取り組むことを望みます。

すが、町長の答弁を求めます。

○番外（町長 池田 高世偉）

農業関係者、農業従事者の意見を十分聞いて農業施策を進めるようにというご意見ですが、私どもが設置している協議会、常に農業関係者、農業従事者の方を中心に検討しておりますので、さらに深い理解をいただくよう、お互いの中で話し合いを進めてまいりたいと思います。

○5番（村上 三三郎）

終わります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、村上 三三郎議員の一般質問を終わります。

次に、2番：村上 謙武議員

○2番（村上 謙武）

事前通告しております、三つの項目について質問いたします。

まず始めに、「2期目の町政運営を担う気概と重要施策」について伺います。

6月定例会において、町長は「町民の皆さまのご理解とご支援がいただけるのであれば、引き続き、隠岐の島町のかじ取り役として、残された課題を自らの手で解決すべく、初心を忘れず、「3つのよかったが響く町」の実現に向け、責任を持って、全身全霊取り組んでまいり決意でございます。」と10月の町長選への出馬表明をされました。

またその時、リーダーとしての町長の職責についても、極めて適格な答弁を自らされたのではないかと、受け止めております。

しかし、いかに町長の職責に対する十分な知識は持ちあわせていても、深い見識と胆識がなければ、時として優柔不断で日和見的な判断を下す結果を招くのではないかと考えております。なぜそう考えるのかと申しますと、3年前に発覚した「使途不明金問題」の不祥事に対する町の対応が、特に漁業集落の関係者にとっては未だに納得できない解決されない問題としてくすぶっているからです。果たして3年前に町長は、リーダーとしてその職責をきちんと果たされたのか、評価の分かれるところではないでしょうか。

町長は就任から今日まで、常に町長職の重責を背負い多くの困難を感じながら町政運営にあたってこられたと拝察していますが、そのうえで、なお引き続き、これから町長職を目指す決意をされたその気概を改めて伺います。

町長は2期目の政策の柱として、引き続き「3つのよかったが響く町」の実現に向け町の

かじ取りをしたいとの意思表示をされましたが、しっかりとした事務事業評価に基づく事業の改善や見直しがないまま、これまでの延長線上で事業計画が立案され、まちづくりが行われるのではないかと個人的に危惧しているところです。

そこで、1 期目とは異なる視点での“まちづくり”や地方創生に繋がる地域産業の振興策など、新たな重要施策を考えておられるのかお伺いします。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問一点目、「2 期目の町政運営を担う気概と重要施策」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「引き続き町長職を目指す気概を伺う」についてであります。町長に就任して以来「3つのよかったが響くまち」を目標に常に夢を持ち、将来のまちを思い取り組んでまいりました。

その中であって、議員ご指摘の3年前の漁業集落の問題は思いもよらぬ出来事でありました。

町として、町長として問題を真摯に受け止め、警察関係の捜査、また、議会「100条委員会」に対し、情報開示をはじめ協力をさせていただき、問題の解決にあたったところであり、職責は果たして来たものと考えているところでございますが、一方では今でも職員の不幸事に対しましては、町民の皆様に対し申し訳なく思うところであります。

また、その対応の評価は、町民の皆様お一人おひとりの考え方もございますでしょうし、町としての対応につきましても、いろいろと評価が分かれていることも承知しておりますが、町としてできることは、精一杯行ってまいりました。

私は、幼少から今なお持ち続けている「隠岐の島が好きだから」との思い、この思いを子に、孫に引き継ぐことこそが気概であり、町長として、誠心誠意、町政を進め、その向こうにある将来の“まちの姿”を楽しみにしているからこそ、困難に向かっている志となるものと信じています。

次に二点目の、「新たに実施したいと考えている重要施策は」についてであります。第2次総合振興計画に基づき、事業を展開していくところでございますが、事務事業評価の観点から申し上げますと、幾度もご説明を申し上げているとおり、各実施事業につきましては目標・効果等の数値を外部委員を含む検討組織でしっかりと検証していくこととしております。

そのような中であって、新たな重要施策をとということでございますが、まずもって、「3

つのよかったが響く町」の実現に向けて新たな施策展開に力を注ぎ、目標達成に向けて取り組むところであります。

福祉施策は、当然のことながら、町の大きな課題である人口減少対策、また、子育て、教育施策には重点的に取り組んでまいり所存であり、安定的かつ効果的な公共事業の実施、コロナウイルスに対する大型の経済対策、職員の綱紀粛正など責任を持って取り組んでまいり所存でありますのでご理解をお願いいたします。

○2番（村 上 謙 武）

ただ今、町長より2期目の町政運営を担う気概に対する答弁をいただきました。

生まれ育った「隠岐の島が好きだから」という強い想い、その想いを子や孫に引き継いでいくという、町長の強い気概に対して敬意をもって受け止めたところでございます。

二点目の新たに実施したい重要施策に関して、昨日、町長の公約が記された「パンフレット」が家の方に届いておりまして拝見いたしました。私の今回の「一般質問」の回答のように見える内容もあると思いついて拝見いたしました。目を通し終わって感じたことですが、1期目で掲げた「3つのよかったが響くまち」の実現に向け、2期目も同じような町政運営を継続するのであれば、本町にイノベーションは起きないのではないかと感じたことであります。

町の将来にとって重要な施策や重要な事業の決定に当たっては、外部の有識者を入れた町の経営戦略を立案するシンクタンクのような組織をつくり、町民や外部の有識者の考えが反映されるような形での政策決定を図ることは、今後の“まちづくり”にとって必要ではないでしょうか。

このことが、1期目とは異なる視点での“まちづくり”という質問の意味合いでありましたが、この点については町長は答弁でふれられておりませんでしたので、改めてこの経営戦略を立案するシンクタンクのような組織、これの必要性について町長の見解を伺います。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

再質問にお答えをします。

重要施策を決定するうえでのシンクタンクの設置という、それに対する考え方でございますが、仰せのとおり必要性は十分承知はしておりますし、ただ単に1期目を引き継いで2期目をやるという風にしたつもりもございませんし、「イノベーション」という言葉、大変立派な言葉ですが、どの部分から改革していくか、その点につきましては「追い追い」、今の置かれている立場を考えますと「追い追い」としか答弁は申し上げられません。

○2番（村上謙武）

再々質問をさせていただきます。町長は次期町政運営に関して「3つのよかった」の取り組みについて、具体的な施策について、重要な取り組みを掲げております。拝見しますと、何れも本町のこれからの“まちづくり”にとって必要な事業ばかりであります。

しかし、この必要な施策をいかにスピーディーに実施していくかということに関しては、これ以外にやはり、私が課題として感じている「役場の組織のAIの導入」、オンライン化が遅れているのではないかと。IT技術が現在かなり進んでいますので、もう少し業務のところ、そういったITを利用した業務の見直しというのは必要ではないかという風に感じております。

それから、何と言っても「組織改革」ですね。そして前例踏襲で保守的な職員の意識改革が必要ではないかと、こういうことをきちんと対策として取り組み、役場としての行政力がアップしなければ、町長が次期町政運営で掲げている「3つのよかったが響くまちづくり」のいろんな事業がなかなかうまく進まないのではないかと、いう風に私は感じておりますので、町長が掲げられた具体的な事業の他に、役場内の今後改革していかなければならないそういった取り組みについて、町長は次期町政運営の中でどのように取り組んでいくのかお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

再々質問で、今後の町政の中でのあり方と言いますか、その中でのITあるいは組織の意識改革等のことですが、議員のおっしゃること有り難いご意見として、しっかり受け止めておりますが、この点についてここで私が、先ほど申し上げましたように、今後のその先のことをお答えをするようなことは逆に言うと失礼かと思えます。

○2番（村上謙武）

それでは、次の質問に移りたいと思います。

コロナウイルスとの共存社会における具体的な施策について、3月以降、コロナ禍で町民の暮らしや地域経済、町財政にも大きなダメージが発生しております。未だ収束が見えない中、引き続き地域経済の衰退防止策や感染症対策が重要な施策として避けて通れない状況にあると考えております。

行政のトップとして、地域経済の衰退を食い止め、かつ、十分な感染症対策を講じるなど、住民の安全・安心な暮らしを維持していくことが責務かと考えますが、9月以降、本町として重点的に取り組むべき経済対策及びコロナ感染症対策のあり方について見解を伺います。

次に本町では、コロナウイルス感染症により最も大きなダメージを被った観光産業の立て直しが急務であり、かつ、平成 29 年 3 月に策定された、「第 2 次隠岐の島町観光振興計画」の事業内容も当然に見直しが必要かと考えます。当該振興計画では 2021 年度末が計画見直しの時期となっていますが、現状を鑑み当初の計画見直し時期を 1 年早め、今年度末に「観光振興計画」の事業内容見直し作業をするべきと考えますが見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問二点目、「コロナウイルスとの共存社会における具体的な施策」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「9 月以降、重点的に取り組むべき経済対策とコロナ感染症対策」についてであります。経済対策につきましては、6 月定例会でも答弁させていただきましたとおり、商工会や金融機関、また観光協会などと連携し、町内事業者の状況を把握し、常に情報の共有とその分析に努めております。特に島外からの人の動向によって影響を受けている業種などにつきましては、その時点での状況に即した対策を的確に講じていかなければならないと考えているところであります。現在は、秋から冬にかけての消費喚起施策を実施または準備中でございます。今後につきましては、「新型コロナウイルス対策連絡協議会」などとも連携し、常に町内情勢の把握に努め、状況を見極めながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

続いて「新型コロナウイルス感染症対策」についてであります。まず、町民の皆様への感染症対策のご理解、ご協力によりまして、本町での発症事例は確認されておられません。

現在のところ、予防のためのワクチンや、感染後の治療薬が開発されていませんので、国が示す、感染予防対策であります「新しい生活様式」を徹底し、継続していく事が、一番の対策であると考えているところであります。

本町といたしましては、引き続き町民の皆様に対しまして、防災行政無線や、広報、お知らせ便、町のホームページなどを通じ「新しい生活様式」の周知を随時行い、実践していただくことをお願いしてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に二点目の、「第 2 次観光振興計画の見直し時期についての検討」についてであります。議員仰せのとおり、コロナウイルス感染症により、本町におきましても観光産業が最も大きなダメージを受けており、未だに先の見えない、予断を許さない状況下にあると認識しております。

コロナの影響による「観光振興計画」の見直しにつきましては、コロナ感染症の収束も見

えてこない現状においては、今のところ時期の前倒しも含めて考えておりません。

昨年 12 月定例会での「一般質問」でも答弁させていただいたとおり、コロナの影響だけに関わらず、本町を取り巻く環境はめまぐるしく変化しております。振興計画には大きく取り上げてないものの、既に現場では新しいニーズが活発化していたり、その対応に苦慮している事案もあります。市場の正確な情報収集により分析をし、関係事業者と情報を共有して、それらに対して素早い課題解決の対応が必要という事であれば、柔軟に振興計画の各施策に新たに盛り込むなど、年次計画の期間にとらわれず、「観光振興計画」を管理していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（村 上 謙 武）

経済対策について再質問をいたします。

3月以降ずっと厳しい状態が続いているわけですが、本町においてもこれから本格的に厳しい経済状況が現れてくるのではと危惧しているところでもあります。例えば、コロナ感染症の長期化による廃業を決意する事業者が出始めるのではないかと、その結果、失業する方も増えることも予想されます。

家庭の収入が減ることにより、収入が落ち込み地域経済が衰退していくとい、負のスパイラルが本町においても発生することが、何よりも危険ではないかという風に心配されるところでございます。

海士町では、町長が「新型コロナウイルス等支え合い基金条例」を専決処分で制定し、6月議会で承認を得たという話もあります。海士町はその基金、寄付金でさまざまなコロナ対策の事業に活用していくという予定になっているそうです。

本町でも町民全体で、島の経済を支え合い、コロナ対策をみんなの力で取り組もうという視点で「基金」を設立するというのも、一つの有効な経済対策になるのではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

再質問は、経済対策の中で「基金」を新たに設置して取り組む考えはないかということでございますが、まずもって幸いにも現段階では我が町につきまして廃業されたという報告は受けておりません。

我々といたしましても、議会の皆様のご協力を得ながらその都度、その都度「コロナウイルス対策」につきましては、事業者の皆さんに寄り添い、また住民の皆様にご協力をいただきながら消費喚起の対策をしてきていると思っております。まだまだ収束を見ない、このコ

コロナウイルスの中で、もっともっと対策が必要になってくることは十分承知しておりますし、もちろん新年度予算につきましてもそういった考え方で担当部署は進めるであろうという風に考えております。

また、「コロナウイルス対策協議会」という民間の協議会もございますし、そこでの情報も共有しながら今後も進めていきたいと思っていることをまず先に申し上げて、本題の経済対策の中で「基金」を新たに設置するかというご質問につきましては、現時点で新たな「基金」を設置する考えは持っておりません。なぜならば、皆さんにご協力をいただきながら我が町の基金をもって、積極的にこのコロナウイルス対策には取り組んでいくということ、コロナの発生当初、皆さんにお願いしてきたところでございます。

今後、基金の中で取り組んでまいりたいというのが、まずもっての基本の方針でございます。また、議員のお考え、ご指摘をいただいた部分について、さらに今後の対策としての中の一つの方法であろうかという風には受けてますが、現段階ではそのような考えは持っておりません。

○2番（村 上 謙 武）

再質問をさせていただきます。

町長は、この新たな「基金」をつくってコロナ対策とか経済対策に取り組む考えは、現時点では無いということを確認いたしました。

しかし、長期化するにあたって、これまでのように国や県からの支援を頼って、そういった対策をするのも限界が来るのではないかという風に、私は心配をしております、町民が知恵を出し合って地元の経済をうまく循環させる仕組みづくり、こういったことにもっと積極的に取り組むべきかと感じております。

例えば、水産物や農産物のネット販売に力を入れるという仕組みを作っていく、というようなことも大事かと、また地域のために協力しようという町民や本町を応援してくれる人たちの気持ちも、繋がりをつくり出すということで海士町が取り組んだ、こういった「コロナウイルス対策基金」というのは一つの有効なツールになるかなと思って、町長に質問をしたところでございます。

続いて、感染症対策について再質問をさせていただきます。

厚生労働省は冬場のインフルエンザの流行時の対策として、コロナ感染症の対策も含めて対応するために、新たな方針を出したところでございます。その中には、発熱患者等から相談があった場合に適切な医療機関を速やかに案内できる体制を10月中に整備すること。そし

て、発熱等の症状のある人は、まずは、かかりつけ医がある人は「かかりつけ医」、なければ近くの「内科」や「小児科」へ電話するように求めています。逆に、電話をせずに直接医療機関に行くことは避けるようにとの方針内容であります。

本町でもこれからこの方針に沿った医療体制の確立と、町民への周知徹底が求められるところですが、本町の「対策本部会」では具体的にこの冬場の、インフルエンザが流行する時期の話し合いが現在行われているのか。状況等についてお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えをしますが、わが町の診療体系「隠岐病院」、この医療体系につきましては、このコロナウイルス、インフルエンザもですが、発熱といった部分の対策は連携してやっておりますので、改めて国の方針が出たからというような部分で対応するという事はないと考えております。

○2番（村上 謙 武）

それでは、「観光振興計画」の見直し時期の件について再質問をいたします。

町長は見直し時期を前倒しすることなく、事態を見つめながら対策をしていくというような答弁でしたが、本町の観光産業がこれから生き残って行くためには、観光地としての本町の「安全」をしっかりとアピールすることができるか、どうか。

そして、これまで以上に観光資源の魅力を発信することができるか、どうか。そういうことがありますので新たな視点での「第2次観光振興計画」の見直しというのは当然、必要であり、作業が急がれるのではないかという風に私は思っております。

コロナの収束を待つのではなく、このコロナ禍にあっても観光産業が成り立っていける新たな観光施策を関係者が知恵を出し合い、模索していくことが不可欠ではないかと思っておりますので、この厳しい状況での観光産業が何とか成り立っていけるよう、そういう方向で「第2次観光振興計画」の見直しをするといったような、お考えはお持ちでないでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

「第2次観光振興計画」を見直す考えはないかということでございますが、先ほども答弁させていただいたのですが、「観光振興計画」の見直しも当然、先には視野には入れなくては行けません。今、この時点でどのような対策をしていくか、観光振興計画以前に具体策をやっていくことが必要だと考え、今回の補正予算にもFDAをはじめ、新たな観光施策をご提案させていただいていると考えておりますので、しっかり観光振興について向き合っていきたいと考えております。

○2番（村上謙武）

三点目、「災害復旧への取り組み」についてお伺いたします。

8月7日、本町では短時間ではありましたが豪雨に見舞われ、各地で斜面の崩落や道路の損壊、住宅等への被害が発生いたしました。8月末時点においても水田や畑、道路等には流木やごみ等が残ったままの所もあり景観を損ねておりました。

町は予備費を充用し、軽微なごみ等の除去作業は迅速に対応すべきではないかと思いましたが、この度の災害復旧に予備費は充用されたのかお伺いします。

次に、予備費に関してでございますが、1,100万円の定額が毎年予算計上されておりますが、想定外の今回のような災害発生や緊急を要する事態に迅速に対応するためには少額過ぎるのではないのでしょうか。

予備費の予算増額についての見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の分割質問三点目、「災害復旧への取り組み」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「災害復旧における予備費の充用」についてでございますが、議員ご承知のとおり、今回の豪雨災害は報道等にもありますように、50年に一度と言われる雨量があり、土砂災害等が発生したわけでございます。

被災状況を把握する中で、今回の豪雨災害に関しましては、予備費で対応できる範囲を超えており、急遽、専決補正予算を編成し対応したところであり、議員ご質問の予備費は充用しておりません。

次に二点目の、「予算編成における予備費増の考え」についてでございますが、地方自治法第217条第1項に記述のとおり、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。」と規定されているところであります。

本町の予備費は、平成29年度以降、現在の1,100万円が予算化されており、災害等の突発的で、急を要する経費に充用しているところでありまして、執行状況を見ましても、現行の予算額で対応できているところであります。

議員仰せの、予備費を増額し予算化することに関しましては、限られた財源の中、考えてはおりません。災害時等、緊急を要する事案発生時には、必要に応じて適宜対策を講じてまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○2番（村上謙武）

町長おっしゃるように、今回の災害はとても予備費ではカバーできるものではないというのは、私も重々承知はしております。

私が今回質問したのは、かなりのごみ等が山から流れて来て、生活に支障のある所は各家庭で片付けを行いました。そうでない所、公共の場所とか道路のガードレールに引っ掛かっているごみ等が残ったままになっておりました。約3週間ぐらいそのままになっていたのですね。職員の方も車で通られて目にしたと思いますが、そうした軽微な除去作業に関しては、町の予備費で迅速に除去作業を行うことは可能ではないかと、もう一つ、各地区の自治会長、区長から役場にはいろんな被害状況の報告があったと思います。

また実際、現地の様子を職員の皆さんは確認されてきたと思いますので、その地区の人たちが協力をすれば、ある程度の作業は自分たちでできるのですが、その片付けたごみを後どうするのか、町が無料で引き取りますとか、また安全な所であれば少量のごみなら野焼きしてもいいですよと、そういった情報提供があればもっと早く、環境整備ができたのではないかとということも実際感じましたので、こういうことがあってほしくはないのですが、もしこういった状況が将来出てきた時には、もっときめ細かいそういった対応を地域の方と協力しながら、町は取り組んでいただきたいなと感じております。

そして、町長は1,100万円の予備費が適当な額であるというように認識しているようですが、ちょっと少ないかなという私の個人的な考えですので、もし町財政が厳しいというのは重々分かっていますが、迅速な対応をとるためには、この予備費があるということは一つ大きな要素になるのではないかと考えておりますので、そういったところを積極的に考えて予算編成に当たっていただきたいという風に思っておりますが、再度、予備費を倍額、もしくは5倍ぐらいに・・・もし可能であれば、できるのではないかと思っておりますけど、しつこいようですが再度、その辺の考えはどうでしょう。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問の予備費を改めて増額をとということでございますが、まず一点お断りをしなくてはならないのは、先ほどおっしゃられた「災害ごみ」等について、受入れ先のアナウンスが不足している点、災害ごみについては、我々無料で受けておりますので、そのアナウンスが不足しているという点については、改めましてお詫びを申し上げます。今後はきちんとしたアナウンスができるようにしていきたいと思っております。

また、予備費の増額につきましては、議員のお考えは十分理解できますが、申し上げましたように29年度以降、現段階での緊急的な災害等の処理につきましては、現在の1,100万円を

もって十分対応できているということから、今後、予備費を増額するという考えには至っておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○2番（村上謙武）

終わります。

○議長（米澤壽重）

以上で、村上謙武議員の一般質問を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は、13時30分からといたします。

（本会議休憩宣告 11時57分）

○議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 13時30分）

一般質問を続けます。

次に、9番：前田芳樹議員

○9番（前田芳樹）

それでは、早速ながら質問に入らせていただきます。

日本海の楽園「美しき隠岐の島町」の眺望ができる山頂展望所の整備について、三項目お尋ねいたします。

一点目、町民が「美しき隠岐の島町」を立体的に眺望できるようにするために、島内各地域の代表的な標高の高い山の頂上に簡易な展望所を設けてはどうか、という点についてです。

「大山隠岐国立公園」でありながら、また「世界ジオパークエリア」でありながら、ここに住む人々の多くが自分の目で自分たちの島を立体的に捉えていないのではないのでしょうか。水平方向では「大きな島だなあ」という感覚は持てますが、利尻島や屋久島のように独立して突出した標高の高い山が無いために、島の輪郭、形状は地図上で想像認識することになるのです。

大満寺山・時張山・大峰山・岳山・横尾山・高田山・愛宕山等の各地域を代表する標高の高い山々の頂上に簡易な展望所を整備して、それぞれの山麓を眺めて、島の輪郭を上から眺められるようにしても良いのではないのでしょうか。これらを順次巡れば島の全体像が立体的に実感として認識できるようになるのです。車で行けるところから先の遊歩道と頂上から周囲が眺望できる簡易な展望所を整備してはいかがでしょうか。

以前の質問で、魅力に欠ける観光スポットの整備のひとつとして大満寺山にロープウェイを設置してはどうかと提案したことがございましたけども、大満寺山の頂上一帯はジオパークエリアで人工的に手は加えられない、との返答がありました。これは至極、一般的な当然な論理ではあろうかと思いますが、ただ、人が行けない、観られない、では何の意義があるというのでしょうか。

国内外を問わず「国立公園」では必要な箇所には展望所が設置されており、指定エリア内に多くの人々が入っています。

立派なジオ拠点施設ができたことでもあり、国立公園とジオパークの二重指定を受けた隠岐の島町に住んでいることの満足感を地域住民が持てるようにしなければならないと思います。島の成り立ちを理解し、島を立体的に認識するためには展望所は必要最低限な施設であり、まずはこれら7山の頂上展望所を整備するべきではないでしょうか。

二点目ですが、大満寺山・鷲ヶ峰・葛尾山・小敷原山の連峰稜線のトレッキングコースの修繕をしてはどうか、という点についてです。

鷲ヶ峰の稜線の遊歩道沿いには実に貴重な天然の隠岐シャクナゲの大木の群生林があります。5月には満開となり、見ごたえ十分となるのです。天然の隠岐シャクナゲの大木の群生林は他にはもう何処にもありません。それだけに貴重で、町民の誰もが一目見た方がよいのではないかとさえ思います。

ところが、近年ここを訪れた人が言うには、遊歩道の枕木も朽ちて歩道が荒れ果てていてとても歩ける状況ではない、とのことでございました。

林道南谷線の頂上であり、この付近で大満寺方向と鷲ヶ峰・トカゲ岩・葛尾山方向への遊歩道があるが、経年劣化をして劣悪になっているそうですので、ここらでこの連峰稜線の遊歩道の修繕と眺望回復をしてはいかがでしょうか。

三点目です。白島崎・尾白鼻・愛宕山など既設の展望所では立木が大きく伸長してせっかくの眺望を遮っているのですが、この立木を伐倒して眺望を回復させてはどうでしょうか、という点についてです。

既設の展望所も周辺の立木が大きく伸長しており、夕陽や朝陽や水平線など周辺の眺望を遮っているのです。尾白鼻展望台では目の前に松の木が立ちはだかり、水平線も夕陽もローソク島も木立の隙間からしか見えません。「公園法」の縛りはありますが、認定されて設置した展望台の眺望は維持されるべく、幾分の立木の伐倒は比較的早く許可もとれるはずではないですか。これらの箇所の眺望回復を早期にするべきではないでしょうか。

大都市圏に住む若い世代の人たちが、地方での暮らしに関心を示しつつあるとの報道を目にする時に、満たされた自然環境の中で日常生活ができることはひとつの魅力になるのではないのでしょうか。人々が清々しく、暮らし易くするにはどうするべきか、など地域の特徴を生かした持続的な取り組みをしながら自然環境を綺麗に整備していれば「隠岐の島町は美しい」という定評も立ち、住みたいと思う人も増えてくるのではないのでしょうか。

これら「癒しの空間」の整備にも、取り組んではいかがでしょうか。町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「日本海の楽園『美しき隠岐の島町』の眺望ができる山頂展望所の整備」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「島内各地域の代表的な標高の高い山の頂上に簡易な展望所を設けてはどうか」についてであります。議員仰せのとおり、隠岐島内の各地域周辺には、雄大な景色や急峻な山並みなど数々の眺望箇所が点在しており、価値ある財産を有しております。

本町らしい自然素材を活かして安全かつ快適にふれあい、体験できるよう、ソフトコンテンツとしての活用を図ることは、観光振興施策としても大変重要な手法であると考えているところであります。

3月定例会での一般質問でもお答えしましたように、本町は株式会社モンベルとの包括協定の中で、その潜在能力を十分に活かす、仕組みづくりや素材の掘り起こしや、既存のソフトコンテンツの拡充など、本町全域におけるランドデザインを策定する事から、始めていきたいと考えております。

次に二点目の、「大満寺山・鷲ヶ峰・葛尾山・小敷原山の連峰稜線のトレッキングコースの修繕をしてはどうか」及び三点目の「白島崎・尾白鼻・愛宕山の立木を伐採して眺望を回復させてはどうか」のご質問についてであります。いずれも関連がございますので、合わせて答弁をさせていただきます。これまで、自然公園区域内の遊歩道及び展望所周辺の管理につきましては、自然とのふれあいや安全かつ快適に体験できるよう、関係機関等と連携し、現状把握に努めながら、各団体による除草作業及び見通しを良くするための伐採、あるいは施設修繕による維持管理を実施してきたところでございます。

今後も、自然公園区域内の維持管理につきましては、現地調査を行いながら、管理上危険となるおそれのある状態や著しく景観を損なっているそれぞれの状態により、その都度対応したいと考えており、安全・安心のための遊歩道等の修繕を行いながら、景観保持に努めて

まいりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○9番（前田芳樹）

一点だけ伺います。

今の答弁でふれられていなかった部分について、少し具体的に伺いたいのは、鷲ヶ峰の隠岐シャクナゲ、天然の大木の群生林、これを人々が比較的安全に行って見ることができる状態にすることについて、どのように認識されているのかと、またどういう具合に整備をしていくのかという事を少し具体的に、一言だけで結構ですので、よろしいのでお願いします。

○番外（町長池田高世偉）

再質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃっているような景観の整備、これは修景整備になりますが、これはプラスマイナス足して良い隠岐らしい景観をつくることと、尾白鼻みたいに伐採してマイナスとする。これは次年度以降も修景整備という事業は、その地域、地域にあったやり方をしたいと思っておりますので、この点は一緒な考えです。

今の隠岐シャクナゲ群生地ですが、今、観光協会あるいは民間のトレッキングをされる方と一緒に、中条から元屋等の新たな散策コース、観光コースを踏査しながら、発見、整備という形でやっております。またその一環としてこの部分も検討ができればというように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○9番（前田芳樹）

隠岐は自然環境を売りにしているわけでごさいます、活用すべき施設や資源、これらの整備がおろそかになっていては効果をもたらしてくれません。

現地調査、しっかりと取り組むという答弁でしたので、これに期待をいたします。

終わります。

○議長（米澤壽重）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

最後に、4番：石橋雄一議員

○4番（石橋雄一）

通告にしたがいまして、二点ほど質問させていただきます。

一点目、「隠岐島内への地元水産物の流通拡大」について伺います。

昨年9月定例会、本年3月定例会において「隠岐地域水産物の島内流通検討会」への参加へのスタンス、立ち位置、今後の取り組みを聞いたと思っております。

共同購入組織を設立して、定置網、一本釣り、採海藻などの漁業者から JF しまね西郷支所に集められた水産物を一括購入して島内に卸す共同仕入れ組織を設立するという流れで現在検討に入っており、8 月には始動させるというお答えだったと思います。

これら一連の流れは非常に素晴らしいもので、積年の課題だった新鮮な魚介類の島内流通拡大に向けて大きな一歩を踏み出したものと大変喜んでいたところです。

以上を踏まえて伺います。

一点目、「隠岐地域水産物の島内流通検討会」、あれからどうなったのかというのを伺いたいと思います。検討会の現在までの開催状況、隠岐の島町の参加状況、内容の推移について伺いたいと思います

二点目、「西郷お魚センター」、新聞報道でございましたが、西郷お魚センターの展開状況について伺いたいと思います。この動きと検討会の流れは、リンクしたものでしょうか伺いたいと思います。リンクしたものだとする、現在までの動きと目標との差異等々はあるのかどうか。そして今後についてどのように考えているか伺いたいと思います。

三点目、新鮮な魚介類の島内流通についての今後のビジョン、全体像をどのように考えておられるか聞かせていただきたいと思います。

私的には、ある程度の規模が達成されなければ島内流通の流れが変わらないと思っておりますが、この辺りについてどのように思われているか。要するに、観光目的とかそういう小さな目的だけではなくて、島内全体をにらんだものかどうかです。この辺のところをビジョンとして持っているかどうか。

また道路を挟んですぐ前に「あんき市場」が存在しているが、これら 2 つを統合する考えがないかどうか。観光地を標榜する隠岐の島町の表玄関のデザイン、ビジュアルとして、また使い勝手的にも駐車場などを管理し、手狭で買い物がし難いのを直すと、きちんとしたものを作れば、売り上げも相当規模見込めると思いますし、同時に雇用対策にもなると思われませんが。

総合振興計画の中で「道の駅構想」も謳われています。中心市街地の活性化も含めて周辺を再開発すると共に、これらを整備していくお考えがあるのかどうか。

以上、お伺いします。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

ただ今の、石橋議員の分割質問一点目、「隠岐島内への地元水産物の流通拡大」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「隠岐の島町の『隠岐地域水産物の島内流通検討会』への参加状況」についてであります。本年3月に流通検討会の前段となります準備会を開催し、島内飲食店・宿泊施設等に地元水産物の流通・仕入れにかかる市場調査を実施し、その結果を踏まえた上で「流通検討会」を開催することといたしました。しかしながら、その後の新型コロナウイルス感染症による国の「緊急事態宣言」の発令を受け、市場調査の実施、流通検討会の開催がされないまま今日に至っております。今後、「流通検討会」が再開されれば、町といたしましても積極的に参加してまいりたいと考えているところでございます。

次に二点目の、「西郷お魚センターの展開状況」についてであります。現時点で検討会で議論がなされております地元水産物の島内流通拠点としての役割を担わせることは考えてございません。本来の目的であります、地元住民や観光客に地域水産物を提供することにより地域水産物の消費拡大を図り、また地域経済の活性化にも寄与するものと考えているところであります。

次に三点目の、「新鮮な魚介類の島内流通についての今後のビジョン」についてであります。現在、本町では住民参加型の「まちづくり談義」を開催し「西郷港玄関口まちづくり計画」を策定したところであります。今後この計画を基に具体的施策を検討してまいります。

本町といたしましては、隠岐島の水産物の流通形態が、改善に向けて動き出したことは、大きな前進と捉えており、町の産業振興全般に影響を及ぼすことから、より積極的に関わりを持ってまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（石橋雄一）

再質問させていただきます。

最新号の「山陰経済ウィークリー」持って来ております。8月31日号です。

この中で、「隠岐の特集」で隠岐のお魚流通にふれられております。大変いろんな良い事が書かれてあって素晴らしい記事なんです。この中で大庭副町長がインタビューに答えられて、「隠岐の島町は市場規模が小さく手間が掛かるという構造的な問題としてあるので、島内の流通が進まない」ということを述べられているのですが、私、この市場規模が小さいので島内流通が進まないという発言というか、お答えに対して、このお答えこそが、島内流通の活性化を阻んでいるという風に思っているわけなんです。

この事は再三、一般質問の中でも言っておりますが、隠岐の島町の流通のパワーというか、大きさというものの、例えば漁業に限定して言うと、およそ販売金額ベース、要するに売値です。これでおおよそ5億円あるだろうという風に推測しております。私、過去流通にいたも

のですから。農産物についてもおそらく6億円程度あるかどうかということで、何れもマーケットとしては非常に大きい、内需として大きいものがあるという風に思っております。

ですがいまして、ここ辺の判断を誤ると政策上に大変歪みが出てくると思っております。ちゃんとしたマーケティングと市場調査をしてからでないと、戦略構築ができないと思います。町のこれからの産業育成であったりとか、産業を創っていく時に、決して隠岐のマーケットは小さくないんだと、加工商品に至っては何十億ありますのでね。

こういった事を前提に産業育成の問題、魚の島内流通の問題等々については、考えていくべきかなと思います。

そこで、現在の町の執行部として捉えている隠岐のマーケットについて、町長はどのように捉えているか聞きたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問の流通に関することについてですが、この市場規模等含めて、島内の魚商品について考えると大変古く遡って、以前は町自体も郡部のお母さん方がバスで来られて販売された、そしてまた魚屋がたくさんあったという時代から、現在は魚屋がほとんど辞めて、現在の個人消費としての魚というのはたくさんありながら、流通としての魚がどうかという事は、また別の問題だと思っております。

言っている意味が分からないかも知れませんが、島内流通の魚の大きさと個人消費とはまた違うということを思っていますが、今、市場規模が小さくて島内流通が進まないという表現をしたのは、現状分析としては、ほとんどの魚は今のまき網船団の方も含めて、魚という物はほとんどが向こうに行きっている。その中で、島内で消費できている物は一部だと島内の市場は小さいと、これは現状分析であって副町長の発言見解が間違っているものではないと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

その中であって、流通についてはお答えをいたしましたように、魚を島内で流通することを行政が中心になって進める前に、民間の方々がこの魚をいかに島内の住民の皆様へ届けるかということを考えていただいうえに、魚が流通するという良いシステムに移行しつつあるわけですね。まちとしては、積極的にもっともっと島内で魚が消費できるシーンができればという風に考えています。石橋議員の答えにはなっていないかも知れませんが、考えはそうです。

○4番（石橋 雄一）

ちゃんとしたお答えをいただきました。ありがとうございます。

先ほども少しふれましたが「道の駅構想」も含めて、こういった問題は解消できるのではないかと、私は見ているところなんです。

この記事上にもありますが、開店時間を9時から6時半に早めたということがあって、非常に喜ばれているという実績もありますし、価格的にも新鮮で比較的大きめな魚も安く買えるという風な現状もありますので、この社長もなかなか英断だったと思いますが、これは、町としても十分バックアップしてあげて、そして農産物等々も含めて、町は全体で構想をしていくべきかなと思っております。私としては、候補地もあるのですがちょっと言うと、隠岐支庁から西郷港、隠岐汽船へ向けていく右側の現在倉庫になっているスペースを再開発候補地として、観光バスが停まれる駐車場も完備している、あるいはレストランもあるという風な形での開発も考えられなくもないなと思っております。なんかの再考で結構ですので、こういったこともちょっと考えておいていただきたいなと思います。

続きまして、二番目の質問に移りたいと思います。

平成29年11月町議会「全員協議会」において、「離島漁業再生支援交付金」などの出納を担当していた農林水産課の職員が、約3年間にわたり交付金など計2,857万円余りを着服していたこと並びに、当職員を懲戒免職処分としたことが説明され、前代未聞の町全体を揺るがす問題が明らかになりました。議会も地方自治法第100条の調査権限が付与された「使途不明金問題調査特別委員会」を設置して、真相究明にあたった事は記憶に新しいところであります。その後の経過については皆さま重々ご承知の事と思い割愛しますが、当時、私が指摘事項、課題として考えていた最も大きな問題は「当組織の杜撰すぎる組織運営」という問題でした。

1番目に兼任兼務の問題、中央の会長が7地区の会長を兼務するとか、2番目に監査体制の不備、中核メンバーが監査をしているという問題、それから3番目、管理運営に対する町の指導、助言というものがなされていなかったという問題、4番目に漁業振興に向けた長期展望、実際には予算が年々で区切られていますので、なかなか難しいところもあると思いますが、それを睨みながら長期展望で隠岐の漁業振興というのも具体的に考えていくべきかと、こういう事がなされてなかったと思っております。

以上のような課題、問題点を抱えていたように思いますが、これらは約2年余りが経過した現在どのように解消されたのか。非常に気になるところであります。

以上を踏まえて伺います。

問題発覚から現在までの動きについて町長の認識はいかかなものかと。問題の発覚から現

在まで振り返って町長はどのような問題意識、課題を持っていたのか、またそれに対してどのように対応し、それは遂行されたのかどうか伺います。

二番目に、組織、活動内容の是非、チェックはどのように行われているか。隠岐の島町の漁業振興という非常に大きなテーマを背負っている当組織の活動内容、長期、中期、短期での目標、及び活動内容についての指導、助言はどのように行われているのかお聞かせください。

三番目、小集落でヒアリングをさせていただきました。わざわざ私のために席をつくっていただいて、小集落のメンバーが集まっていたいて「これだけは何とかしてほしい。」という事で話を伺いました。

現在島内に33小集落がありますが、年間でそれぞれの組織に数百万単位で予算が支給されております。各組織は計画的に使用するよう指示されているようですが、この問題が発覚した当時、私も「百条委員会」の中で、この小集落の予算の使い方、漁業監視、リール、クーラーボックス、船のLEDの貸与名目での購入、魚食振興費としての使用に対して、漁業振興とはかけ離れているのではないかと、長期展望を伴った戦略的で明確な指示のもと実行されるべきとの指摘がなされた事を受け、現在はその使用にかなり制限が掛かっているようにちよつと伺いました。

各小集落のメンバーの方が、「あれは買っちゃいけない、これは買っちゃいけない。」という事で、予算消化にかなり苦慮しているという現実があると伺っています。また、その買っていい、悪いの判断が小集落の上の組織7集落の事務局の判断に任されているようです。これを明確な基準がはっきりしていないのではないかと、小集落のメンバーが使い切れていないのではないかと思います。過去、多くの金額が毎年支給されてくる中、使い道に苦慮して剰余金に繋がり不明金発生の温床となったということ、前回の問題が起こった時に指摘されておりましたが、このことが各小集落では未だ解決されていないのではないかと。相変わらず同じように使い道を「あーしょうか、どうしょうか。」という風なことがあるような現状であるかのようにヒアリングをさせていただきました。

私としては、かなり困られているというか、どう使おうか本当に困っているというような話の内容で、おそらくこれは私が聞いたところだけでなく全島、小集落そう思っているのではないかという風なことまで言われております。

この辺の早急なヒアリング、対応が必要ではと思うのですが、その辺について隠岐の島町漁業集落の全体の組織運営、ノウハウの問題がまだ残っているのではないかと。問題発覚当

時とあまり変わらずに残っているのではないかと思います、これについて町長はどのように認識されておられるのかお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋議員の分割質問二点目、「隠岐の島町漁業集落のその後」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「問題発覚から現在までの動きについて町長としてどう認識しているのか」についてであります。問題発覚後、町の監査委員と連携し、これまでの検証とともに、団体の支払い業務等につきまして徹底的な調査を行ってまいりました。また、通帳と印鑑の分離管理、現金取り扱いの原則禁止、複数人による決裁確認を行うこととし、それを実施してきたところでございます。

また、職員の意識改革の徹底を図ることを目的として、職員研修会を毎年開催すると共に、「コンプライアンス行動指針」や「不祥事防止アクションプラン」を策定し、職員の危機管理意識や法令遵守の意識向上に厳格に取り組んできたところでございます。

次に二点目の、「組織、活動内容の是非、チェックはどのように行われているのか」についてであります。現在は7つの漁業集落それぞれに担当者、副担当者を配置し、事業計画から実施、支払い事務に至るまで各地区漁業者と連絡を密にしながら取り組みを行っております。また、監査体制につきましても、これまで2名であった監査員に外部監査員1名を加え、3名体制で実施しているところであります。

次に三点目の、「小集落でのヒアリングを受けて」についてでございますが、7集落の活動計画立案の会議の際には、担当職員を出席させ、事業計画及び実施に対しての指導・助言を行っておりまして、事業内容の妥当性への助言は元より、事業終了後は証拠写真の添付、また備品台帳の整備などについても指導し、適正な執行に努めているところでございます。また議員ご指摘の、交付金の剰余金についてであります。現在剰余金は事業完了後、年度内に国・県・町へ返還することとなっておりますので、問題発生の温床にはなり得ないものと思っております。

今後も、二度と同じ過ちを繰り返すことのないよう、「離島漁業再生支援交付金」の適正な執行に努め、隠岐の島町漁業集落の安定した組織運営に向けて指導してまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○4番（石橋 雄一）

そつないお答えで、そのとおりにやっていただきたいと思います。私がヒアリングして

いる中で、かなり切羽詰まった緊迫感を打合せの席で感じてたわけですが、これらに対してもう少しヒアリングを強化してもらえないかと、どうもこの辺の部分が担当室長ともお話をしましたがどうも把握してないような感想を私はちょっともっています。

この場で少し指摘いたしましたので、ヒアリング等々を実施していただけないかなと思うのですが、その辺りどうでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問の小集落のヒアリング強化について、お答えさせていただきたいと思います。

漁業集落の代表の方につきましても、この「交付金」をどのように使うか、以前のような使い方ではということ・・たまたま先だってお話しをさせていただいておまして、この交付金の使用については細心の注意を払い、且つ逆に言えば、適正である大胆な使い方もしなければならぬという風に思っております。

今ありましたヒアリングの強化について、これについては漁業集落の新たな組織もありますし、我々担当部署も二度とそういったことの無いようにという中で、一緒になって引き続き話し合い、協議をしながら、それが「強化」という言葉に当てはまるのかは別としてお互いに十分に話し合いをしながら、適正な事業を進めて行きたいという風に考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○4番（石橋 雄一）

終わります。

○議長（米澤 壽重）

以上で、石橋 雄一議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日9月9日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 4 時 1 3 分 ）

以 下 余 白